

子弟養成における宗教的情操教育のあり方

鈴木晋怜

はじめに

平成二十二年に実施された本宗総合調査によれば、本宗教師の81・3%が寺院出身者で占められている。寺院の世襲化はもはやしつかりと定着し、今後もその進行を止めることはできないだろう。世襲化の定着にはメリットもデメリットもあるが、総合調査の分析研究報告書でも指摘されている通り、一番のデメリットは教師の質が低下することである。僧侶をめざす寺院子弟の多くは、少なくとも初発においては、必ずしも意欲に燃えて僧侶になるのではない、あるいは、人生の根源的な問題を解決するために僧侶になるのでもない。そのことを冷厳に認めたくさず、では、そういう子弟を宗団としてどう教育していくか、どのような僧侶に育てていくかということが問われてくる。宗団は、世襲を前提として、寺院の後継者となるべき人材をきっちり教育していかなければならない。¹⁾

本宗においては、平成二十五年度より、教育改正がなされ、新しい教育システムが導入された。本宗の子弟教育・教師養成のあり方をめぐっては長い議論の歴史があるが、現在の教育改正の基になっているのは、平成十五年『宗報 八月号』に詳しく掲載されている『学制検討委員会最終答申』であり、そこではめざすべき教師像として、次のよ

うな項目があげられている。⁽²⁾

- ① 幼少時から宗教的情緒を育み、感性の豊かな子弟を養成する。
- ② 仏教を理解しようとする意欲・興味を抱き続ける教師を養成する。
- ③ 宗教的体験による感動を実感できる教師を養成する。
- ④ 仏教の教えを檀信徒に積極的に伝える教師を養成する。
- ⑤ 社会の諸問題に対して積極的ににかかわりをもつ教師を養成する。

さらに答申では次のように指摘されている。

人材（子弟）養成における最も重要な要因は、宗教的情緒の育成である。この宗教的情緒の育成は、幼年期・青少年期における宗教体験に求められる。具体的には「祈りの生活の習慣化」と「信仰心の培養」である。しかしながら、近代以降の寺院生活は、世襲化の浸透とともに子弟は寺院生活と家庭生活が混在する生活状況下にあり、かつては常識であった真言宗僧侶としての生活は極めて難しい状況にある。

このように人材（子弟）養成における最も重要な要因は、幼年期・青少年期における宗教体験に基づく宗教的情緒の育成であると位置づけている。

これを引き継ぐ形で、平成二十一年四月に発足した真言宗智山派教育審議会は、本宗教育制度改革に向けての議論を重ね、平成二十二年『宗報 六月号』に今回の教育制度改革についての中間報告を出しているが、ここでは幼児期の子弟教育について次のように記されている。⁽³⁾

(1) 幼児期の子弟教育

・寺院関係者の日常が子弟の教育環境であると位置づけ、子弟が幼児期から豊かな宗教的情操の中で育つことができよう、寺院関係者への支援と活動の推進を図る。

〈理由〉

寺院関係者が檀信徒達の良きモデルたりうように心掛ければ、おのずから檀信徒を含む一般社会からの信望と帰依が受けられるのであり、ひいてはそれが子弟や寺院の将来に明るい展望をもたらす。又、寺院関係者は、社会通念に照らして自分達がどのような目で見られているかという視点を欠落させがちである。

幼児期の寺院の子弟については、人格形成にむけての基本的生活習慣の確立や知的関心を育てる環境の整備、美的関心を育む体験学習、宗教的情操を養う生活環境の整備等、将来の良き僧侶となる資質を培うための教育が必要である。更には、子育て中の寺庭婦人に対しても様々な支援の機会を増やす必要がある。

こうした一連の指摘からも分かるように、本宗の僧侶として教相・事相・教化を学んで行く上で、その前提として宗団さらにはそれぞれの寺院で取り組んで行かなければならないことは、いかに幼少期から青少年期に至るまでの間に、宗教的情操を育んでいくかということである。しかし、これもまた指摘されているように、近代以降の寺院生活において、将来、僧侶となり、寺院の後継者となる子弟に宗教的情操を育んでいくのはそう容易いことではない。

近代以前の日本社会においては、宗教的情操に関する教育は、広く家庭、地域、私塾・寺子屋などの学校で、自然なかたちで行われていた。村落共同体において、農耕儀礼や様々な地域行事に結びついた宗教的習俗を通して、超越的なもの(神・仏・天など)との多様なつながりを感じながら、子どもたちは教育されていたのである。日本古

来の伝統的な宗教的心性である神道そして外来の儒教・仏教がそれぞれの地域の習俗と重層的に絡み合い、子どもたちはそうした宗教の多様なつながりの感化を受けつつ、信仰心を培い道徳を学んでいった。そしてそこで涵養された宗教的情操は、上の世代から下の世代へと引き継がれていったのである。

しかし、近代になると宗教的習俗による教育実践の重要な基盤であった家庭や地域の役割は低下し、従属的・補完的なものになっていった。教育の中心は、学校教育となり、しかもそこにおいて宗教教育は原則として禁止されていく。以降、明治期、大正期、戦前、戦後とその時々で、宗教情操教育をめぐる若干の曲折はありながらも、少なくとも公教育の場においては、現在に至るまで、そうした教育はほとんど行われていない。

家庭においても、核家族化が進行し、さらには宗教について不確かな知識しか持たない親が宗教的情操教育を子どもに施すのは困難であるし、地域社会においても人口の流動・都市化・産業化などに伴い、伝統的な村落共同体が解体され、若い世代に宗教的習俗や習慣を伝えていく機能が低下している。

寺院においてもそうした状況はさほど変わりはない。本宗において、寺庭婦人の約八割は在家出身であり、特に若い世代ほど在家出身者が多い。地域においても学校においても、ましてや家庭においても、宗教教育を受けてこなかった者が、寺に嫁いで来たからといって、その子弟に宗教的情操教育を施すのは極めて困難である。では、本宗教師である父親が宗教的情操教育の担い手になれるかと言えば、教師自身もまた近代的体制の中で育ってきたのであり、宗教的情操という点において、自らの幼少期・青少年期にそうした教育を必ずしも受けてきたわけではない。したがって、それぞれの寺院の教師が子弟の宗教的情操についての十全な担い手にはなれないというのが現状であろう。

そうした中であって、寺院の後継者たる子弟にどのように宗教的情操教育を施していくかは、宗団にとって重要な課題であろう。

そこで本論では、宗教的情操とは何かということ考察した上で、では、それを涵養するために、宗団があるいはそれぞれの寺院がどのような観点からそれを行っていったらいいかということについて、現在、公教育の場で用いら

れている「心のノート」を参照しながら考えてみたい。

宗教的情操とは何か

一般に宗教教育と言う場合、次のような三種類に大別することができる。

- ①宗派教育
- ②宗教知識教育
- ③宗教的情操教育

「宗派教育」とは、特定の宗教への信仰を育む教育であり、その宗教に対する何らかの教化がなされる。日本では宗教系私立学校では許可されているが、公立学校では禁じられている。「宗教知識教育」とは、「宗教文化教育」とも呼ばれ、広く諸宗教や宗教文化についての知識を客観的に教えるものであり、歴史などの一般教科でなされている。これは公立学校でも認められている。「宗教的情操教育」とは、特定の宗教を問わず、崇高なるものや大いなる自然に対する畏敬の念、畏怖の念を育む教育をさす。この「宗教的情操教育」を公立学校において行ってもいいかどうかということについては議論が分かれいまだ結論には至っていない。賛成派はエゴイズムや人間中心主義、さらには道徳心の欠如を克服するには、宗教的情操教育が不可欠だとして、公教育においてこれを実施することを求めるが、反対派は、個別の信仰なくして宗教的情操は成立せず、したがって、これは結果的に生徒に特定の価値を植え付けることになるので、政教分離の原則に抵触するとする。また、大いなるものに対する畏敬の念を強制することは、戦前の国家神道と教育の密接な結びつきに逆行するという警戒感もある。

日本国憲法第二十條で「信教の自由」と「政教分離の原則」が保証されているため、公教育において特定の宗教による宗教教育は認められない。その一方で「宗教的情操」は重要であるから公教育の場においても教えられなければ

ならないという議論は幾たびか繰り返されてきた。結局、平成十八年に改正された教育基本法においては、「宗教的情操」という語句は明文化されなかったが⁴⁾、当時の下村博文内閣官房副長官が平成十八年十一月十四日に行われた衆議院「教育基本法に関する特別委員会」で次のように答弁している⁵⁾。

「…宇宙や生命の神秘等人間の力を超えたものに対する畏敬の念、こういうものをはぐくむ指導を行う、こういう取り組みは今後とも大切であり、いわゆる広義の意味での宗教的な情操、感性、これは道徳等の中できちっと教えられたいふうに理解しております。」

このように「宇宙や生命の神秘等人間の力を超えたものに対する畏敬の念」といった「広義の意味での宗教的情操」は「道徳等」の中で教えることができるという見解が示されている。

ではここで言われている「道徳等」の中で教えることが可能な「広義の意味での宗教的情操」とはどのようなものなのだろうか。

昭和二十六年、時の文相であり、哲学者、教育者でもあった天野貞祐は、個人・家・社会・国家の四章からなる『国民実践要領』を発表した。これは、教育勅語にかわる国民の道徳的基準を示すものとして考えられたものだが、当時、特に左翼的世論から反発にあい、撤回を余儀なくされた。しかし、ここで書かれている「宗教的情操」に関する記述は、後の道徳教育における宗教的情操の基となった。第一章 個人その(16) 敬虔の段で次のように記されている⁶⁾。

われわれの人格と人間性は永遠絶対なものに対する敬けんな宗教的心情によって一層深められる。宗教心を通じて人間は人生の最後の段階を自覚し、ゆるぎなき安心を与えられる。人格の自由も人間相互の愛もかくして初めて全くされる。古来人類の歴史において人の人たる道が明らかになり、良心と愛の精神が保たれてきたことは神を愛し、仏

に帰依し、天をあがめた人達などの存在なくしては考えられない。

ここで示されているように、「われわれの人格と人間性は永遠絶対なものに対する敬けんな宗教的心情によって深められ」、「永遠絶対なもの」とは、「神」であり、「仏」であり、「天」であった。

さらに昭和三十八年六月二十四日、文部大臣 荒木萬壽夫より中央教育審議会に対して、「後期中等教育の拡充整備について」という諮問が出されたが、その中で検討すべき問題点の一つとして「期待される人間像について」という項目がある。中央教育審議会は昭和四十一年十月三十一日に答申を発表しているが、答申別記の中で示されている「期待される人間像」第二部「日本人にとくに期待されるもの」第一章「個人として」の中に宗教的情操に関する記述がある。それは、個人として期待される項目として、一、自由であること 二、個性を伸ばすこと 三、自己をたしめつにすること 四、強い意志をもつことを指摘し、それぞれの項目について説明した上で、最後に、五、畏敬の念をもつこととして、次のように述べられている。⁶⁾

以上に述べてきたさまざまなことに対し、その根底に人間として重要な一つのことがある。それは生命の根源に対して畏敬の念をもつことである。人類愛とか人間愛とかいわれるものもそれに基づくのである。

すべての宗教的情操は、生命の根源に対する畏敬の念に由来する。われわれはみずから自己の生命をうんだのではない。われわれの生命の根源には父母の生命があり、民族の生命があり、人類の生命がある。ここにいう生命とは、もとより単に肉体的な生命だけをさすのではない。われわれには精神的な生命がある。このような生命の根源すなわち聖なるものに対する畏敬の念が真の宗教的情操であり、人間の尊厳と愛もそれに基づき、深い感謝の念もそこからわき、真の幸福もそれに基づく。

しかもそのことは、われわれに天地を通じて一貫する道があることを自覚させ、われわれに人間としての使命を悟

らせる。その使命により、われわれは真に自主独立の気魄（はく）をもつことができるのである。

ここで指摘されているように、すべての宗教的情操は生命の根源に対する畏敬の念に由来するものであり、そして生命の根源とは、有限な存在としての個や物質的存在としての肉体を超越した「聖なるもの」として位置づけられている。そして、この「聖なるもの」とは前述の『国民実践要領』における「永遠絶対なるもの」と共通する概念であり、またそうしたもののへの「畏敬の念」をもつということも、『国民実践要領』における「敬けん」と共通しているものである。

前述のように、宗教的情操教育のあり方についての議論は多様な視点を持ち、いまだ決着はついていないが、それが公教育の中で行い得るかは別として、宗教的情操の根底にあるものは「生命の根源」としての「聖なるもの」「永遠絶対なるもの」への「畏敬の念」「敬けん」であるということがこれまでの議論から浮かび上がってくる。

さらに中央教育審議会は、平成十年六月三十日に発表された「幼児期からの心の教育の在り方について」に関する答申の中で、「新しい時代を拓く心を育てるために―次世代を育てる心を失う危機―」と題し、宗教的情操を育むための契機として次のことを指摘している。⁽⁸⁾

宗教的な情操をはぐくむ上で、我が国における家庭内の年中行事や催事の持つ意義は大きい。日本人の宗教観や倫理観は、日常生活そのものと深く結び付いている。我が国の伝統的な家庭内行事は、例えば、初詣や節分で無病息災を祈ったり、家族一緒に墓参りをして先祖と自分との関係に思いを馳せることなどを通じて、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めるなど、宗教的な情操をはぐくむ貴重な契機となってきた。

すなわち、「人間の力を超えたもの」「聖なるもの」「永遠絶対なるもの」への「畏敬の念」は、日常生活そのもの

に結びついた我が国の伝統的な家庭内行事を通して育まれていく。

「こころのノート」にみる宗教的情操教育

文部科学省は平成十四年度より、道徳教育の副読本として「こころのノート」を全国の小・中学校生に配布している。これは、小学校一・二年生用、小学校三・四年生用、小学校五・六年生用として中学校用に分かれているが、その構成は次の四項目からなっている。

1. 主として自分自身に関すること
2. 主として他の人とのかわりに関すること
3. 主として自然や崇高なものとのかわりに関すること
4. 主として集団や社会とのかわりに関すること

このうち、宗教的情操に関するものは、3であり、「美しいもの、人間の力を超えたものなどのかかわりを通して自覚を深める」ことが目指されているが、それぞれの学年の内容は次のようになっている。⁽⁹⁾

小学校1・2年用

〈いのちにふれよう〉

①みんな みんな 生きているよ ― 生きることを喜び、生命を大切にすることをもち。
生きる喜びを感じて元気パワーを付けていこう。

②生きものを そだてよう ― 身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接する。

一 生けん命に生きている生き物にふれ共感する心を

③心 いっぱいにかんじよう ― 美しいものに触れ、すがすがしい心をもつ。

「きれいだなあ」と感じるみずみずしい心をはぐくむ

小学校3・4年用

〈いのちを感じよう〉

①生きているってどんなこと ― 生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にする。

「生きる」ということの意味を考える。

②植物も動物もともに生きている ― 自然のすばらしさや不思議さに感動し、自然や動植物を大切にす

自然のすばらしさや不思議さを体いっぱい感じて

③自然の美しさにふれて ― 美しいものや気高いものに感動する心をもつ。

美しさや気高さに心から感動できる子どもに

小学校5・6年用

〈生命を愛おしむ〉

①いま 生きているわたしを感じよう ― 生命がかげがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する。

支えられている自分の生命を感じ、もっと輝かせたい。

②生きているんだね自然とともに ― 自然の偉大さを知り、自然環境を大切にす

自然を大切にすることは自分たちを大切にすること

③大いなるものの息づかいをきこう ― 美しいものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念をも

つ。

人間の力を超えた「大いなるもの」について考える。

中学校用

〈この地球ほしに生まれて〉

- ① かけがえのない生命 — 生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。
- ② 悠久の時間の流れ この大自然 — 自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心を持ち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める。
- ③ かみしめたい 人間として生きるすばらしさ — 人間には弱さや醜さを克服する強さや気高さがあることを信じて、人間として生きること喜びを見いだすように努める。

これを見てもわかるように、「心のノート」における宗教的情操に関わる領域は「いのち」を軸として展開されているが、弓山達也はここで示されている「いのち」観には次の三つの輪郭があると指摘する。¹⁰⁾

- ① 生命は自分のものであるが、それは与えられたという意味で、自分だけのものではないという「あたえられたいのち」観
- ② 人間の生命は宇宙や自然や人間を超えた「大いなるもの」と通じ合うという「通じ合ういのち」観
- ③ そこでの「いのち」は、かがやかせることが使命・目的とされる「かがやくいのち」観

弓山が指摘するように、「こころのノート」における「いのち」観は、いのちはかけがえのない尊いものであり、

時間的にも空間的にもすべてのものとながっており、だからこそ大切にし輝かせなければいけないというトーンで貫かれている。宗教の根本的な命題である「死」「苦」「罪」といったネガティブな問題は背後に隠れ、ポジティブな面ばかりが強調されているという印象は否めない。

また崇高なもののかかわり、人間の力を超えたもののかかわりが謳われているが、それはすべて美しい自然とかかわりとして提唱されている。『国民実践要領』や『中央教育審議会答申』に見られたような「神」「仏」「天」といった崇拜の対象や「聖なるもの」「永遠絶対なるもの」という宗教性を帯びた言葉は用いられていない。この点において宗教的情操教育が実際の公教育の現場においてきた時の限界を見て取ることができる。

宗団における宗教的情操教育のあり方

宗団における宗教教育の現状を見ると、まず、宗派教育・宗教知識教育は、それが十全であるかどうかは別として、大正大学、智山専修学院、一般大学教学研究所などで行われている。また、教師資格取得後においても教区講習会、智山伝法院開設講座さらにはこの度の教育改正によって設置された教師講習所などがあり、教師に学ぶ意欲があれば、それに応えられるような体制は整っている。

しかし、教師になるための宗派教育・宗教知識教育を受ける前提となる幼年期・青少年期の宗教的情操教育に関しては、その必要性は指摘されているものの、まだ具体的なカリキュラムやプログラムはないというのが現状である¹¹⁾。したがって、現状においては、宗派教育・宗教知識教育が先行し、その後の寺院生活において宗教的情操が育まれていくという順序になっている。実際、筆者が専修学院生あるいは一般大学教学研究生に「あなたは何か特定の宗教を信仰していますか。」と聞いてみると「はい」と答える者はおよそ二―三割程度であり、これは一般の人を対象にした調査結果と同様な割合である。『学制検討委員会最終答申』で指摘されているような「祈りの生活の習慣化」と「信仰心の培養」は少なくとも幼少期、青少年期においては達成されていない。

宗教的情操教育は、本来、それぞれの寺院において親が子どもに行っていくのが理想であるが、前述のように、親自身がそうした教育を受けた経験に乏しく、何をどのように教えていったらいいか戸惑うのが実状であろう。したがって、それぞれの寺院で幼年期、青少年期の子弟に対して日常的に宗教的情操教育が行い得るような具体的なプログラム、教材を宗団が提示し、それをもとにそれぞれの寺院において親が子弟に施していくという体制を作らなければならぬ。

また、その理念や内容については、前述の「こころのノート」などは大いに参考になるが、ただ弓山も指摘しているように、そこで示されている「いのち観」「自然観」は、「輝くいのち」あるいは「美しい自然」といった謂わば光明るさ・美しさ・かけがえのなさというようなポジティブな面ばかりが強調されている。人間のもつ醜さ・弱さ・闇・罪といったネガティブなあり様に向き合うことなく、ポジティブな面のみを志向するだけでは、きわめて薄っぺらく脆い皮相な「いのち観」・「自然観」が醸成されていくのではないだろうか。

さらに「生きることはすばらしい」ということに重点が置かれ、「死」あるいは「死後」の視点が欠落している。宗教の根本的命題は「死」をどのように受容するかということにあり、われわれ僧侶も通夜・葬儀や葬後儀礼を司るものとして、「死」や「死後」の問題は絶えず問いつづけていかなければならない。生のみを謳歌するのではなく、死を通して生を見るところが不可欠であろう。

青少年期、特に幼年期の子弟にどのようにして「人間のもつ醜さ・弱さ・闇・罪」や「死」「死後」の問題に目を向けさせるか、理解させるか、これは非常に難しいと思われる。しかし、感性が瑞々しく柔軟な幼年期の間にこうした問題に触れさせ、それを核として宗教的情操を育んでいく、さらにその上に宗教知識教育・宗派教育を行っていくということが求められる。

〈キーワード〉宗教的情操・こころのノート・「死」の視点

- (1) 「真言宗智山派の現状と課題 第5章」参照 真言宗智山派 宗務庁発行 平成二十四年
- (2) 「宗報 八月号 635」 真言宗智山派宗務庁発行 平成十五年 十八頁
- (3) 「宗報 六月号 717」 真言宗智山派宗務庁発行 平成二十二年 四頁
- (4) 教育基本法第十五条（宗教教育）には次のように規定されている。
第十五条 宗教に対する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。
- 2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。
- (5) 平成十八年十一月十四日「教育基本法に関する特別委員会」議事録より抜粋
- (6) 「日教組という名の十字架」 小林正著 善本社 二二八頁
- (7) 中央教育審議会答申「後期中等教育の拡充整備について」昭和四十一年十月三十一日
- (8) 中央教育審議会答申「幼児期からの心の教育の在り方について」平成十年六月三十日
- (9) 「心のノート 小学校」活用のために」「心のノート 中学校」活用のために」平成二十一年改訂版 文部科学省 廣済堂あかつき株式会社発行
- (10) 「宗教と現代がわかる本 2007」 渡邊直樹編 平凡社 二二九頁
- (11) 青少年の宗教的情操心を育むプログラムとして「寺子屋開設ハンドブック ―開設の手引き―」（智山教化センター編 平成二十一年三月二十七日）が発刊されている。これは一般家庭の主に小学生を対象にしたプログラムであるが、その理念や内容は寺院子弟の宗教的情操教育にも有効であると思われる。ただ、イベント的な要素が多く、子弟が日常の日々の生活のなかで継続的に宗教的情操を育んでいくというものではない。また、毎年、総本山智積院において「寺院子弟講習会」が開催されているが、対象が小学校四年生以上、中学校三年生までと幼年期の子弟対象ではない。また、一年に一度、二泊三日という短期間の講習会であり、持続的なものではない。